

川上村競争入札参加資格審査（令和6・7年度分）

申請要領（物品・役務等）

令和6・7年度に川上村（教育委員会を含む。）が発注する物品購入及び製造・役務提供等の競争入札（一般競争入札又は指名競争入札（見積））に参加を希望する方は、下記の事項に留意の上「競争入札参加資格審査申請書（物品・役務等）」を提出してください。

なお、書類審査の結果、資格者は川上村入札参加資格者名簿に登録されますが、業種によっては期間中全く入札（見積）がないことがあります。また、資格者に直ちに発注があるというものではありませんので、留意願います。

1. 受付対象者

- ・物品の製造・販売業者
- ・役務の提供業者
- ・その他の業者

2. 入札参加資格が得られない場合（欠格要件）

次のいずれかに該当する方は、入札参加資格を得ることができません。

○競争入札にかかる契約を締結する能力を有しない者、又は破産者で復権を得ない者

○入札参加資格を取り消され、その処分の日から2年を経過していない者

○営業に関し、法令等による免許・許可・登録・認可等が必要とする場合においては、当該許可等を有していない者

○申請時に、法人税（個人にあっては所得税）及び消費税若しくは地方消費税及び市町村税を滞納している者

○川上村内に本店又は営業所等を有する者又は川上村に納税・納付義務を有するもの
にあっては、申請時及び入札参加資格の有効期間中において川上村税を滞納している者

○申請時に、次のいずれかに該当する事由があると認められる者

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時営業等に係る契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

- ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

○資格審査に必要とされる書類を提出しない者

○資格審査に必要とされる書類中の重要な事項について、故意に虚偽の事実を記載した者

3. 申請業務

申請業務については、別紙「業務一覧表」のとおりとします。当該一覧表に記載の業務から、取引（登録）を希望する業務を選択し、「競争入札参加資格審査申請書（物品・役務等）（様式②）」の【登録希望業務】の欄に記入してください。（複数申請することができます。業務数に制限はありません。記入漏れのないようご確認ください。）なお、取引（登録）を希望する業務が、別紙「業務一覧表」に無い場合は、「業務内容記載表（様式⑥）」を提出してください。

4. 申請場所及び問い合わせ先

〒639-3594 奈良県吉野郡川上村大字迫1335-7

川上村役場林業建設課

TEL:0746-52-0111 FAX:0746-52-0345

e-mail:rinken@vill.nara-kawakami.lg.jp

5. 申請方法

郵送とします。ただし、村内業者は持参も可とします。

○郵送による申請の場合

申請書類、及び本村の審査終了後、返送に使用する封筒に返信先の郵便番号、住所、氏名（会社名）、担当者名を記入のうえ提出してください。（封筒には84円切手を貼付してください。切手が無い場合は通知いたしません。）後日、受付票を返送します。

提出期間最終日の消印（令和6年2月29日）までが有効となります。

なお、郵送の場合は封筒に「入札参加資格審査申請書（物品・役務等）在中」と朱書してください。

○持参による申請の場合(村内業者のみ可)

不足書類の確認及び記載内容の訂正をお願いする場合がありますので申請者又は申請者に代わる者（説明できる者）が持参してください。

6. 申請の受付期間・時間

令和6年2月1日（木）から令和6年2月29日（木）まで

（ただし、土・日・祝日は除く）

午前9時00分～正午、午後1時～午後5時00分（時間厳守）

※ 受付期間がまだの場合又は、過ぎた場合は受付を行わず返却いたします。

7. 提出部数

1部とします。

8. 入札参加資格の有効期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

9. 提出書類

| No | 提出書類 | 備考 |
|----|-------------------------------|---|
| 1 | 提出書類確認表 | 様式① |
| 2 | 競争入札参加資格審査申請書 （物品・役務等）（原本） | 様式②【登録希望業務】には、取引（登録）を希望する業務を、別紙「業務一覧表」の中から選択し、大分類－中分類番号及び中分類の業務名を記入してください。 【登録希望業務】は、直前2年間に業務実績が必要で す。取引（登録）を希望する業務（中分類）ごとに、 様式⑦「業務実績調書」を提出してください。 |
| 3 | 委任状（原本） | 様式③（任意の様式による提出も可） ※営業所・支店等に権限を委任する場合のみ必要 |
| 4 | 営業所一覧表 | 様式④ ※本社取扱いまたは営業所が無い場合は提出不要 |
| 5 | 使用印鑑届（原本） | 様式⑤ |
| 6 | 印鑑証明書（写し可、ただし 拡大コピーしないこと） | 申請日より3ヶ月以内に発行されたもの |
| 7 | 業務内容記載表 | 様式⑥別紙「業務一覧表」に取引（登録）を希望する 業務が無い場合は、業務内容を記載のうえ提出してく ださい。 |
| 8 | 業務実績調書 | 様式⑦取引（登録）を希望する業務（中分類）ごと |

| | | |
|----|--|---|
| | | に、直前2年間の業務実績を記入してください。) |
| 9 | 技術者経歴書（技術者の資格証明の写しを添付） | 様式⑧ |
| 10 | （法人の場合）登記事項証明書（商業登記簿謄本） （写し可） | 申請日より3ヶ月以内に発行されたもの |
| 11 | 営業に関し許認可の必要とする書類（写し可） | 法令に基づき営業許可又は認可等を得ている者 |
| 12 | 特約店・代理店証明（写し可） | |
| 13 | 財務諸表（法人の場合） （直近事業年度(1年分)） | 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等 |
| | 財務諸表（個人の場合） （直近事業年度(1年分)） | (青色申告)前年度確定申告の写し 所得税青色申告決算書 又は (白色申告)前年度確定申告の写し 所得税確定申告書 |
| 14 | 納税証明書（法人の場合） （写し可） ①〔国税〕と②〔市町村税〕を提出すること。 | ①〔国税〕消費税及び地方消費税・・・納税証明書（国税通則法施行規則別紙第9号様式『その3の3』） ※ 免税業者も必要です。 ②〔市町村税〕法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税・・・「納税証明書（競争入札参加資格審査申請にかかる滞納のない証明用）」 ※営業所・支店等に権限を委任する事業者は委任先市区町村の納税証明書 ※川上村に上記の納税義務のある者にとっては、川上村共通様式を添付することで川上村税の納税証明書の提出に替えることができます。 |
| | 納税証明書（個人の場合） （写し可） ①〔国税〕と②〔市町村税〕を提出すること。 | ①〔国税〕申告所得税、消費税及び地方消費税・・・納税証明書（国税通則法施行規則別紙第9号様式『その3の2』）※免税業者も必要です。 ②〔市町村税〕市町村県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税（国保加入者の場合のみ）・・・「納税証明書（競争入札参加資格審査申請にかかる滞納のない証明用）」 ※川上村の住民基本台帳に登録され、上記の納税義務のある者にとっては、川上村共通様式を添付すること |

| | | |
|----|---------|--|
| | | で川上村税の納税証明書の提出に替えることができます。 |
| 15 | 誓約書（原本） | 様式⑨ |
| 16 | 受付票(原本) | 様式⑩ |
| 17 | 返信用封筒 | 84円切手を貼った封筒 ※受付票を返送するためのものです。送付先を必ず記入しておいてください。 |

※「納税証明書」等を本人以外が交付請求する場合には、交付窓口で証明書請求のための「委任状」等が必要となります。

※以上の書類を十分に精査した上、提出書類No.1～15はフラットファイル(ファイルの色指定はありません。)に番号順に綴じ提出してください。また、表紙と背表紙には必ず「競争入札参加資格審査申請書（物品・役務等）」と、「法人名／個人名」を記入してください。なお、提出書類No.16、17はクリップ止めしてください。(ファイル綴じしないでください。)

10. その他

- ・有効期間は令和6・7年度で、期間途中での随時受付は行いませんので、申請漏れ等のないようにしてください。
- ・申請書類は、川上村役場ホームページからダウンロードしてください。
川上村ホームページ <http://www.vill.kawakami.nara.jp/>
- ・申請内容や資格要件の継続性を確認するために、資格審査後も必要書類の提示を求める場合があります。
- ・欠格要件に該当することとなった場合や、申請書類及び添付書類に虚偽の記載をした場合等は、参加資格を取り消す場合があります。
- ・申請書や添付書類の記載内容等に変更が生じた場合等は、速やかに変更の旨を届け出てください。
- ・受付後の資格審査の結果、入札に参加する資格を有すると認められた者（以下「資格者」という。）については、資格者名簿に登録するものとし、公表をもって通知に代えるものとしします。

【競争入札参加資格審査申請書にかかる個人情報の利用目的等について】

川上村長が、川上村競争入札参加資格審査要領に基づき提出される競争入札参加資格審査申請書（欠格要件に該当しないことを証明するための添付書類、記載内容等に変更が生じた場合の届出書を含む。以下「入札参加資格申請書等」という。）により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

なお、入札参加資格申請書等の内容を確認するために提出していただく入札参加資格申請書等以外の資料により取得する個人情報については、入札参加資格申請の審査事務のみに利用し、他の目的で利用又は提供することはありません。

- 1 入札参加資格申請の審査事務
- 2 入札参加資格を得た者に対する指導監督等の事務
- 3 入札参加資格者名簿の公開
- 4 法令等の規定に基づく利用又は提供